

県高支部ニュース 2008. 5. 13. No. 5

兵高教組神戸県立支部 神戸市中央区北長狭通5 - 2 - 10 TEL/FAX 078-351-3252

支部ニュース投稿先: 県高支部E-mail: ken_koube@yahoo.co.jp 兵高教組HP: http://www.hyogo-kokyoso.com/

名古屋高裁：憲法が活きる判決

今年4月17日、名古屋高裁で「自衛隊のイラクへの派兵差止訴訟」の判決があった。原告側の請求は棄却だったから、原告敗訴である。しかし、原告側は、判決の価値を尊重し、控訴しなかった。さらに被告である国側は勝訴であるために控訴できない。よって、この判決は確定した。この判決は、ふたつの大切な価値を持っている。

まず一つは、**空自のイラク空輸活動は憲法9条1項に違反する。**

「現在イラクにおいて行われている航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止した同法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同法3項に違反し、かつ、(憲法9条によって自衛隊の行動を制限している「イラク特措法」からも逸脱しているこれらの行為は) 憲法9条1項に違反する(*)活動を含んでいることが認められる。」(判決文より)

(*)自民党の改憲案によれば、9条2項は削除して「自衛軍」項にしているが、この9条1項はそのまま温存している。この判決は、その与党改憲案に対してさえも違憲であると言っている。

そして、もう一つは、**平和的生存権は基本的人権を支える具体的権利である。**

「平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利であるということができ、.....法規規範性を有するというべき憲法前文が「平和のうちに生存する権利」を明言している上に、憲法9条が国の行為の側から客観的的制度として戦争放棄や戦力不保持を規定し、さらに、人格権を規定する憲法13条をはじめ、憲法第3章が個別的な基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の法的な権利として認められるべきである。」(判決文より)

政府与党は、民主党をも抱き込んで、来年6月で期限が切れる「イラク特措法」よりもっと強力な「恒久派兵法」制定を狙っている。その政府にとって、この判決は寝耳に水であった。だから、福田首相は、不快感をあらわにして、

「傍論だ。わきの論。判決は国が勝った」と述べたという(毎日、4・18)。

彼は、「判決は国の勝訴だ。違憲判断は、主文の理由にならない蛇足的ものを添えただけだ。法的拘束力はない」と言いたいのである。しかし、原告の請求に従い、損害の有無を調べるなかで、国の行為が違法であるか否かを判断した「判決の本論」であることは明白で、国は、「憲法が下級裁判所にも違憲審査権を与えている以上、法の支配および三権分立の観点から、その判断に敬意を払うべき(伊藤真)」なのである。

参考 最近の米国の機密解禁文書のなかから、1959年3月に米軍駐留違憲判決を出した「砂川事件」(東京地裁: 伊達秋雄裁判長)に対する米国側からの露骨な介入が明らかになっている。つまり米国側が、その判決の破棄のために、当時の外相や最高裁長官に圧力をかけ、(高裁を通り越して)素早く跳躍上告させ、同年12月には最高裁で一審破棄、差し戻しとなった。(2008.04.30.東京新聞等による。).....許せないことだ。(文責: SN)

神戸の歴史を歩いてたしかめよう！

第4回 関西ユダヤ教会とジャイナ教寺院



関西ユダヤ教会

左写真が、日本では東京と神戸にしかないユダヤ教の教会です。戦前からあるのはここ神戸だけです。

失礼なこととはわかりつつ、突然の訪問で内部の見学等をお願いしましたが、当然ですが応じてはい

ただけませんでした。今回は事前に、予約を入れ、目的を理解していただ

ければ、内部の見学等も可能ではないかと反省しています。

建物は白色の壁で二つある入り口の一つにはドアの上には「ダビデの星」(写真右)が飾られています。関西ユダヤ教会は 中央区北野町4-66-1



ジャイナ教寺院

正式の名称は「バグワン・マハビールスワミ・ジャイン寺院」。ジャイナ教とは、B.C599年に貴族の子として生まれたヴァルダマナが、30歳の時に世俗の快楽を一切捨ててマハーヴィーラと名を変えて広げられた宗教で、ブッダ(釈迦)の時代にほぼ同じ地域で広がりました。戒律規定の第一番が「不殺生」(アヒンサー)であることで有名です。

神戸の寺院は、1985年に落成し、神戸在住のジャイナ教徒の28家族の「浄財」によっておこなわれました。建物は白亜の大理石で、彫刻もインドから取り寄せたものが施され見事なものがああります。

内部は2階に「本尊」が安置されており、それを囲むように三体の「ご神体」が祭られている「祠」のようなものがある。

このまわりを時計回りで回ると説明されました。また、内部には、独特な香りの香が焚かれており、落ち着いた気分となる静寂の世界があります。偶然ですが、見学した日に、生後数日しかたたない赤ちゃんを白い衣にくるんで抱いたお母さんが、祈りに来られていました。なお内部の撮影の許可は

いただけませんでした。(T.M) ジャイナ教寺院は 中央区北野町3-7-5

5～6月の予定			
5月18日(日)	第1回 臨時教職員のつどい	13:30～	ひょうご共済会館
24日(土)	兵庫の高校入試制度を考える市民シンポジウム	13:30～	西宮・若竹生活文化センター
25日(日)	憲法集会	13:30～	新長田勤労市民
27日(火)	第1回 支部委員会	18:30～	高教組会館
31日(土)	兵高教組第92回定期大会	10:00～	神戸市勤労会館
6月1日(日)	第2回 臨時教職員のつどい	13:30～	勤労会館

* 県高支部ニュースは、高教組ホームページからカラー版でごらんになれます

書評

『安心のファシズム』

～ 支配されたがる人々～

斎藤貴男著、岩波新書 897、2004年07月刊、¥700

自動改札機を無言で通り過ぎていく人たち……

彼らの携帯の定期券がセンサーで読み取られ、その情報があらゆるところにリンクされている。降車駅では、それぞれの客の携帯電話に、その年齢や家族構成・趣味・行動パターン etc.に合わせた情報が掲示される。

「私」の居場所は数mのピンポイントで自動捕捉され、たとえば「そこから50m南に、あなたの趣味にぴったりの店があります」と表示され、別の店に行こうかと思っていた「私」を誘導する。あるいは「私」は、犯罪を犯して逃げていたつもりだったのだが、張り込んでいた警察にピンポイントで捕まる。……そんな、近未来？

軍事衛星は地球のあらゆる場所をピンポイントで攻撃できるように精密になっている。それは、車や携帯電話の『ナビシステム』がどんどん正確になり、私たちが物理的に「捕まえられ、登録されてしまっている」ということにつながっている。

……しかも、物理的半面だけではなく、実は、心理・精神的半面においても、私たちは「捕まえられてしまっている」。

今、地方自治体が警察と手を組んで「住民監視の条例」の制定が広がり、全国規模で網羅されつつある。それは、「生活安全条例」「安全で安心な住みよいまちづくり条例」などと呼ばれたり、一部分だけを取り上げて「ポイ捨て防止条例」と呼ばれている。国レベルでは「国民保護法」や「住民基本台帳ネットワーク」などがそうだ。

それを制定するための手法は、どこも同じだ。社会「不安」を煽り、その原因を温存したまま、対症療法的な「安心」の幻想を提供しようというのだ。その合い言葉は、「異分子排除」だ。

それは、はじめのうちは「？」と感じていても、いつの間にか「仕方がないもの・我慢すべきもの・当たり前なもの」になり、やがて人々は、国家や軍隊や警察や管理マニュアルが提供する「安心」へ、心身とも取り込まれていく。それはそのまま「有事法制」が発動できる社会であり、戦中の「隣組」の社会だ(*)。

たとえば今、「安全・安心のために」監視カメラの設置台数が急速に膨れ上がっている。また、「街を美しく」や「不審者に気をつけよう」等の「浸透しやすい話題」を通じ、国民お互いが相互に監視・牽制し合う社会へ誘導されつつある。



異分子を排除するための相互監視社会が、足元からじわじわと迫ってきている(*)。

(*)『茶色の朝』(フランク・パヴロフ著、大月書店2003年12月刊、¥1000)

(*)『戦争のつくりかた』(リボン・プロジェクト編、マガジンハウス2004年07月刊、¥600)

これらの急激な社会変化の背景には、拡大しつつある貧困や格差がある。しかし、それらの問題を生み出したこの社会自身が、それらをどのように救い、解決するのか、等についての根本的な議論一切を、原理的に骨抜きにしている。というのも、この新自由主義的社会自身が、それ(貧困や格差)を必要としているような社会だからだ。そのときの合い言葉は「自己責任」だ。

では、自らの責任に全く言及しないこの新自由主義社会は、自らが作り出したそれらの不安に対して、どんな処方箋を用意しようというのか。

それが、「社会不安の温床となるものを閉め出そう」「目に映る邪魔者は(前もって)消してしまおう」ということなのだ。つまり、「異分子排除」だ。これは、誰が考えても、社会不安の温床となり得る不幸を拡大再生産していくことになるのは明らかだ。

そして、この社会には、さらに不思議なことがある。それは、大多数の人が、その「邪魔者は自分ではない」と思っている、ということだ。

たとえば、弱者に対する攻撃発言で物議を醸した石原慎太郎都知事が、切り捨てられるだろう弱者たちの票をかき集めて、空前の300万票を得て再選する東京都のような社会。そこには、「切り捨てられるのは、まじめに働いている自分ではなく、誰か他の奴らだ」というみじめな差別感情が見え隠れしている。それは、かつてナチスが政権の座に就いた、その事態を連想させる。

そのような社会変化の基本にある発想は、「社会が暗くなりつつある」という不安な現状認識を持たされている国民自身が「そんな社会で国民を自由にさせておくと反社会的な事件が増える」と思いこまされるという、管理主義的・全体主義的発想だ。

つまり、国民を犯罪から守るためには、国民から「自由」を奪えばいいのだ、ということ国民自身が容認する社会だ。そんな社会が、そこまできている。(意見を求められた人々の多くが、「自分は悪いことをしないから大丈夫だ」と答えた、という。)

この本の題名が何故『安心のファシズム』なのか、その焦燥感が痛いほど伝わってくる。

斎藤貴男は、本書の最後で、エーリッヒ・フロムの言葉を引用する。

『我々はそのような外的権威にも従属していないことや、我々の思想や感情を自由に表現できることを誇りとしている。そして我々はこの自由こそ、ほとんど自動的に我々の個性を保証するものであると考えている。しかし思想を表現する権利は、我々が自分の思想をもつことができる場合においてだけ意味がある。外的権威からの自由は、我々が自分の個性を確立することができる内的な心理的条件があってはじめて、恒久的な成果となる。我々はその目標を達成したであろうか。あるいは少なくともそれに近づきつつあるだろうか。』(エーリッヒ・フロム『自由からの逃走』(日高六郎訳、東京創元社1951年刊、'02=110版、¥1700))

だから、

『その達成がないところでは、我々は、いともやすやすと、(自由の)対立項であるはずのファシズムに飲み込まれるだろう』ということ……

が、読む者の胸に突き刺さる。

(文責: meiro)